

改正案	現行
<p>（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）</p> <p>第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、児童福祉法第六条の二第二項（児童居宅生活支援事業）に規定する児童居宅生活支援事業、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第二項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）<u>第二十六条第一項（事業の開始等）</u>に規定する<u>身体障害者居宅生活支援事業等</u>、知的障害者福祉法第十八条（知的障害者居宅生活支援事業等の開始）に規定する<u>知的障害者居宅生活支援事業等</u>その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号ロに掲げるものを除く。）のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして厚生大臣が大蔵大臣と協議して指定するもの</p> <p>（専ら非課税資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人の範</p>	<p>（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）</p> <p>第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、児童福祉法第六条の二第二項（児童居宅生活支援事業）に規定する児童居宅生活支援事業、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第二項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）<u>第四条の二第二項（事業）</u>に規定する<u>身体障害者居宅生活支援事業</u>、知的障害者福祉法<u>第四条第一項（定義）</u>に規定する<u>知的障害者居宅生活支援事業</u>その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号ロに掲げるものを除く。）のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして厚生大臣が大蔵大臣と協議して指定するもの</p> <p>（専ら非課税資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人の範</p>

（四）

第二十四条の二 法第十二条の二に規定する政令で定める法人は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人とする。

（四）

第二十四条の二 法第十二条の二に規定する政令で定める法人は、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人とする。

（第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会・援護局の事務）</p> <p>第十条 社会・援護局においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 社会福祉施設の助長及び監督</p> <p>八 二四（略）</p> <p>（企画課）</p> <p>第六十条 企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）の施行に関して総括すること。</p> <p>三 三一（略）</p> <p>（地域福祉課）</p> <p>第六十三条 地域福祉課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>社会福祉法</u>第八十九条第一項に規定する基本指針（同条第二項第四</p>	<p>（社会・援護局の事務）</p> <p>第十条 社会・援護局においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 <u>公益質屋その他社会福祉施設の助長及び監督</u></p> <p>八 二四（略）</p> <p>（企画課）</p> <p>第六十条 企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）の施行に関して総括すること。</p> <p>三 三一（略）</p> <p>（地域福祉課）</p> <p>第六十三条 地域福祉課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>社会福祉事業法</u>第七十条の二第一項に規定する基本指針（同条第二</p>

号に規定する事項に係る部分に限る。)の策定に関すること。

四〇六 (略)

七〇一 (略)

(施設人材課)

第六十四条 施設人材課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針の策定に関すること。ただし、地域福祉課の主管に属するものを除く。

四〇九 (略)

項第四号に規定する事項に係る部分に限る。)の策定に関すること。

四〇六 (略)

八〇二 (略)

七 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の施行に関すること。

(施設人材課)

第六十四条 施設人材課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 社会福祉事業法第七十条の二第一項に規定する基本指針の策定に関すること。ただし、地域福祉課の主管に属するものを除く。

四〇九 (略)

